

宮城県社会福祉審議会児童福祉専門分科会育成部会会議録

1 日 時

令和6年3月1日（金）午後1時30分から午後2時20分まで

2 場 所

宮城県行政庁舎13階 環境生活部会議室

3 出席委員

- ・ 坂口真理子委員（会長）
- ・ 石垣政裕委員
- ・ 鹿野明美委員
- ・ 佐竹孝喜委員
- ・ 佐藤あけみ委員
- ・ 土井賢亮委員
- ・ 照井貴広委員

4 傍聴人

なし

5 概 要

別紙のとおり

別 紙

1 開 会【司会：青少年育成班長】

7名中7名の委員が出席し、委員の半数以上を占めることから、宮城県社会福祉審議会条例第9条第2項の規定により、会議が成立していることを報告。

2 審議【議長：会長】

(1) 審議要領の説明

事務局から審議要領について説明

(2) 審議対象

本年2月13日及び2月20日に、石巻市、富谷市、涌谷町、利府町に所在する書店及びコンビニエンスストアで購入した諮問図書7冊。

(3) 審議

前記審議対象について、宮城県知事から宮城県社会福祉審議会委員長宛に青少年健全育成条例に基づく有害図書類の個別指定にかかる諮問がなされたことから、答申のため、各委員が諮問図7冊をそれぞれ閲覧の上、描写内容等の確認を行い、審議を実施した。

(4) 閲覧結果

各委員が、諮問図書7冊を閲覧し、描写内容について確認した結果、全会一致で指定可の意見となった。

(5) 意見等

【佐藤委員】 審議の対象となっている図書類について、有害図書として指定することにより、正しくコンビニエンスストアや書店に反映されていますか。また、コンビニエンスストアや書店では、成人コーナー等に置かれている図書もあると思いますが、実際の売場の陳列状況はどうなっているのか教えてください。

【事務局】 有害図書として指定した、図書類については、各書店に対し、はがきで通知し、コンビニエンスストアについては、日本フランチャイズチェーン協会を通じて各店舗に通知しています。県では各書店等に対する立入調査時に有害図書として個別指定された図書の陳列状況を確認しております。多くの書店では通知後に、一般向けの図書と共に陳列されていた指定図書を成人コーナー等に移すなど、正しく区分陳列されている状況を確認していますし、店主等からの聞き取りからも通知後に対応していただいている状況を確認しています。コンビニエンスストアについては、日本フランチャイズチェーン協会から通して、周知していただいているので、店頭から指定図書が撤去されるまでに時間がかかっている印象がありますが、おおむね正し

く対応していただいております。

次に、実際の有害図書類の販売状況になります。まず、コンビニエンスストアでは、平成30年頃から、出版社等が自主的に販売対象を18歳以上としている、いわゆる成人誌についての取り扱いを止めしており、成人コーナーが無くなっています。しかし、審議の対象となっているような図書類については、成人誌ではなく、一般向けの図書として取り扱われていることから、コンビニエンスストアでは、少年誌等が並んでいる棚で、区分陳列されることなく陳列され販売されております。成人コーナーを設けている書店についても有害図書として指定される前は、一般向けの図書として雑誌コーナー等に陳列されていることが多く、有害図書として指定後に成人コーナー等に移され、区分陳列して販売されております。

【佐藤委員】 心理士として、この審議会に参加し、このような図書類を審議しておりますが、実際に青少年の精神にどのような影響を与えるか、科学的な根拠があるわけではないので判断することが難しいところがあると感じております。

【坂口会長】 ご意見のあったとおり、図書の内容が、青少年に対して具体的どのような影響をおよぼすのか科学的な根拠があるわけではありません。しかし、科学的な根拠がないからといって、青少年にとって悪影響がないとも言えないものだと思います。図書の描写内容について専門的な知見や、一般的な常識のなかで、青少年への悪影響の有無について考えながら審議していく必要があります。

(6) 審議結果

審議対象となった諮問図書7冊の全てが、全会一致で個別指定可の答申となった。

3 情報提供

(1) 情報提供

事務局から、令和5年度に実施した、有害環境実態調査の状況について報告した。

(2) 意見等

なし

4 閉会